## （案）

## 橋本市自治基本条例策定委員会 報告書

平成 30 年 3 月
橋本市自治基本条例策定委員会
目 次
はじめに ..... $\cdot 2$
I 条例素案について
1 条例素案
（1）条例素案構成 ..... $\cdot 3$
（2）条例素案 ..... $\cdot 4$
2 条例素案の説明
（1）条例名称 ..... 10
（2）前文 ..... 11
（3）第 1 章 総則 ..... 12
（4）第2章 市民 ..... 17
（5）第 3 章 市議会 ..... 18
（6）第4章 市長等及び職員 ..... 18
（7）第5章 地域づくり ..... 21
（8）第6章 市政運営 ..... 25
（9）第7章 条例の位置付け ..... 28
（10）第8章 条例の検証及び見直し ..... 29
II条例素案策定の経過について
1 条例の必要性と背景 ..... 31
2 橋本市自治基本条例策定委員会について ..... 32
3 策定経過 ..... 33
III 橋本市自治基本条例策定委員会委員からメッセージ ..... 45

## はじめに

## 000000000000000000000000000000000 00000000000000000000000000000000000 000000000000000

## 堀内委員長作成中

平成 30 年 3 月
橋本市自治基本条例策定委員会
委員長 堀内 秀雄

## I 条例素案について

## 1 条例素案

（1）条例素案構成


## 第5章 地域づくり

地域主体のまちづくり，地域運営組織，民間非営利組織について述べます。


## （2）条例素案

（仮称）橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

前文

私たちの住んでいる地方都市•橋本は，人口減少や少子高齢化，またそれに伴ら地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。この ような状況の中にあっても，私たちは，次の時代へとしなやかにかつ確実にこ の住みよい橋本市を引き継いでいく必要があるため，ここに，自治の基本理念 や基本原則，協働のあり方，地域づくりなどを規定する条例を定めます。

この地は，遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として，また，都より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは，豊かな自然と紀の川の清き流 れとともに，この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋いでいく使命 があります。

それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが，共に繋がり，共に支えあいな がら，地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。

橋本市の名前の由来のように，私たちは，世代間や地域間のかけ橋となるよ らに一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ，自らが考え，自らが創造し，自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があり，自治と協働の まちづくりを進めていきます。

市民と市がそれぞれの役割を自覚し，また，市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し，誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れ るような自治のまちを創ります。

第1章 総則
（目的）
第1条 私たちは，橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかに し，協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため，この条例を定めます。
（定義）
第2条 この条例で使用する用語の意味は，次のとおりとします。
（1）私たち 次号及び第3号に定める市民及び市をいいます。
（2）市民 市内に在住し，在勤し，又は在学する者その他の市内でまちづく りに関わる全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内でまち づくりに関わる全ての団体（法人を含みます。）をいいます。
（3）市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市 をいいます。
（4）市長等 市長，教育委員会，監査委員，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
（5）まちづくり住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動をいいます。
（6）参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。
（7）協働 様々な担い手が，それぞれの知恵や経験，専門性などの資源を生 かし，尊重し合いながら，果たすべき役割と責任を自覚し，共に考え，共に力をあわせることをいいます。
（基本理念）
第3条 私たちは，住み慣れた地域で，子どもから高齢者まで，地域全体で支え あいながら安心，安全な生活をおくれるまちを目指し，協働してまちづくりを進めます。
（基本原則）
第4条 私たちは，基本的人権尊重の下，次の各号に掲げる事項を基本原則とし てまちづくりを推進します。
（1）情報共有 私たちは，市民参画や協働のまちづくりを進めるため，お互 いに情報を発信し，共有し合います。
（2）市民参画 市民は，まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画 するよう努め，市はその参画のための機会を設けます。
（3）協働のまちづくり 私たちは，適切な役割分担の下で連携し，協働して まちづくりに取り組みます。
（4）相互の尊重 私たちは，住みよい豊かなまちをつくるため，お互いの意見及び行動を尊重し合います。

第2章 市民
（市民の役割）
第5条 市民は，主体的にまちづくりに参画します。
2 市民は，自分たちのまちに関心を持ち，自分たちのまちを良く知るために， お互いに情報を出し合い共有します。

第3章 市議会
（市議会の役割）
第6条 市議会は，市民の目線に立って，市の意思決定機関として議決の責任を負らとともに，行政活動の監視及び政策の立案を行います。
2 議会に関する基本的な事項については，橋本市議会基本条例（平成 26 年橋本市条例第54号）によります。

## 第4章 市長等及び職員

（市長等の役割）
第7条 市長は，市政の代表者として，公正かつ誠実に，市政運営を行います。
2 市長等は，それぞれ相互に連携•協力し，一体として，市政運営に当たりま す。
3 市長等は，市政運営に関する情報について，速やかに，かつ，分かりやすく市民に提供することにより，市民との情報の共有に努めます。
4 市長等は，市民参画を実現するため，市民がまちづくり及び市政に参画する機会を設けます。
5 市長等は，協働を推進するに当たり，全ての市民が自発的•自主的にまちづ くりに参画することができるよう支援します。
6 市長等は，国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題 に対して，事務の共同処理や協定等により，自主性を保持しつつ相互に連携し，協力し合いながら解決に当たるよう努めます。
（職員の役割）
第8条 職員は，全体の奉仕者であり，法令を遵守し，市民に対して丁寧で分か りやすい説明に努めるとともに，公正かつ誠実に，その職務を遂行します。
2 職員は，職務についての必要な知識，技術等の習得，能力開発及び自己啓発 を行らとともに，職務の遂行に当たつて創意工夫に努め，市民と協働してまち づくりに取り組みます。

第5章 地域づくり
（地域主体のまちづくり）
第9条 市民は，安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため，地域の課題を共有し，自主的な意思によってまちづくりに取り組み，お互いに助け合い，解決に向けて自ら行動します。
2 市は，前項に規定する市民の自主的な地域におけるまちづくり，第 10 条に定 める地域運営組織及び第11条に定める民間非営利組織の役割を尊重し，これ らの活動を振興するために，地域における課題の把握，地域間格差の是正，相談機会の確保，活動の支援，人材育成，費用の助成等必要な施策を推進します。 （地域運営組織）
第10条 市民は，一定のまとまりのある地域において，まちづくりに関わる組織 として，地域運営組織を設立することができます。
2 地域運営組織は，当該地域の市民に開かれたものとし，市，区•自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。
3 地域運営組織は，地域における課題を共有し，その解決に向けて取り組むと ともに，地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。

4 市民は，地域社会の一員として，主体的に地域運営組織の活動に参加します。
5 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定めます。 （民間非営利組織）
第11条 自主的に公益性，非営利性，継続性を持ってまちづくりに取り組む民間非営利組織（個人を含みます。）は，市，区•自治会，前条に規定する地域運営組織その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めます。

第6章 市政運営
（総合計画）
第12条 市長は，まちの将来像を明らかにし，総合的かつ計画的な市政運営を進 めるため，総合計画を策定します。
2 市長は，地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため，地域別計画を積み上げ，総合計画を補完します。
3 市長は，総合計画の策定に際しては，その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し，市民の意見を反映させるため，広く市民の参画を求めます。
4 市長は，総合計画の策定，政策の立案及び実施に当たつては，この条例の趣旨を尊重し，必要に応じて検討及び見直しを行い，市民に公表します。
（財政運営）
第13条 市長は，自立した財政運営を行うため，自らの判断と責任で財源を確保 し，使途を決定するものとします。
2 市長は，総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成する とともに，計画的で健全な財政運営に努めます。
3 市長は，予算の編成及び執行について，その内容に関する情報を市民に提供 するよう努めます。
（行政評価）
第14条 市長等は，効果的で効率的な市政運営を行うため，必要に応じて行政評価を実施し，その結果を施策の見直し，予算の編成，組織の改善等に反映しま す。
2 市長等は，前項の評価に当たっては，市民の参画を求めます。
3 市長等は，第1項の評価の結果を公表します。
第7章 条例の位置付け
第15条 私たちは，橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため，この条例を尊重し，誠実に遵守します。
2 市は，条例，規則等を制定又は改廃する場合には，この条例の趣旨を尊重し， この条例に定める事項との整合性を図ります。

第8章 条例の検証及び見直し （はぐくむ条例）

第16条 私たちは，この条例の内容が橋本市にふさわしく，社会情勢に適合して いるかどらか，効果を検証し，必要に応じて見直しながら，実効性のある条例 となるよう育んでいきます。
（はぐくむ委員会）
第17条 市は，前条の検証及び見直しにあたつて，橋本市の自治と協働をはぐく む委員会（以下「はぐくむ委員会」といいます。）を置きます。
2 市は，はぐくむ委員会に，市民の参画を求めます。
3 はぐくむ委員会は，この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し，市長に意見を述べることができます。
4 はぐくむ委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に条例で定めます。 （委任）
第18条 この条例の施行に関し，別に条例で定めるものを除くほか，必要な事項 は，規則で定めます。

## 2 条例素案の説明

平成29年5月22日に橋本市自治基本条例の策定について諮問を受け，計8回の橋本市自治基本条例策定委員会を開催したほか，委員会内に小委員会を設け，8回の会議を開催するなどし，検討を行ってきました。

また，第2回まちづくりタウンミーティングへの参加，中間素案に対する意見募集，まちづくりシンポジウムを開催するなどして市民の皆さんの意見も参考 にし，条例素案としてまとめました。

この条例素案は，策定委員会で議論を重ねてまとめたものですが，委員の中 にも様々な意見がありました。以下の説明では「委員の意見」欄を設け，こう した意見も記載していますので，市で条例案を策定する際に検討材料に使って いただければと思っています。

## 条例素案の説明について

第1条 目的
条例素案を記述し
ア 素案
第1章 総則
（目的）
第1条 私たちは，橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし，協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため，この条例を定めます。

イ 趣旨
この条例が何を目的として制定する かを記述しています。

その条文が何を定めてい，の るかを記述しています。

ウ 説明
この条例制定の目的を，協働をよるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出することとしました。そのため本理念と基本原則を明らかにする旨を

## エ 委員の意見

その条文についての考え方 を説明しています。

- 市民目線からの目的が必要では。
- 「自分たちでやる」という自治意識•課題意識を啓発できるような文言 については残してほ

委員から出た主な意見を記述しています。
素案のもとになった考え方のほか，異論も含めて記述しています。

## （1）条例名称

## 名称案

## 

## ア 素案

```
（仮称）橋本市の自治と協働をはぐくむ条例
```


## イ 趣旨

条例の名称については，この条例の内容や趣旨がわかるような名称 とすること，親しみやすさ，やわらかさ等を考慮し，素案のとおりとし ました。

## ウ 説明

この条例は，市民の「自分たちのまちを自分たちで良くしたい」とい ら気持ちを後押しするための条例だと考えます。そして，市民と市が協働し，一体となってまちづくりを行い，強い連帯による自立した自治を目指していくことが大切だと考えました。

「はぐくむ」という言葉には，橋本市における自治と協働を，愛情を もって，みんなで大事に守って育てていきたいという想いを込めてい ます。

## 工 委員の意見

－協働推進にはいろんな方法があるが，互いに緊張感のある協働が必要 だと考える。「はぐくむ」をあえて採用する意義は，市が親鳥という ことではなく，その主体は共にあり，いろんなステイクホルダーにこ の条例を育ててほしいとの願いから使用していると考える。
－「自治基本条例」「まちづくり条例」は名前だけでは中身がわかりづら い。中身をわかってもらえるような愛称があるといいのではないか。
－条例名称についてはあまり砕きすぎず，条例の愛称を決めてもいいの では。愛称がどんどん浸透して，愛称の方が知られているようなこと になっていけばいいなと感じた。
－名称は，見守る，寄り添う，サポートするようなことが伝わる名称が よいのでは。

## （2）前文

## ア 素案

|  | 前文 |
| :---: | :---: |
|  | 私たちの住んでいる地方都市•橋本は，人口減少や少子高齢化，またそ れに伴ら地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えていま す。このような状況の中にあっても，私たちは，次の時代へとしなやかに かつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があるため，ここに，自治の基本理念や基本原則，協働のあり方，地域づくりなどを規定する条例を定めます。 |
| 第1段落 |  |
|  |  |
|  | この地は，遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として，また，都 より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは，豊かな自然と紀の川 の清き流れとともに，この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋 いでいく使命があります。 |
| 第2段落 |  |
| 第3段落 | — それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが，共に繋がり，共に支えあ いながら，地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。 |
| 第4段落 | るように一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ，自らが考え，自らが創造し，自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があり，自 |
| 市民と市がそれぞれの役割を自覚し，また，市民がお互いに個性を認め |  |
|  |  |
|  |  |

## イ 趣旨

前文で条例制定の背景とその必要性を述べることにより，この条例 の趣旨を明確にします。また，橋本市はどんなまちか，今後どんなまち を目指すのか，まちへの想いを共有することで，同じ意識を持ってまち づくりを進めることができるものであると考えています。

## ウ 説明

（第1段落）条例制定の背景とその必要性
この条例の制定が必要となる背景とその必要性，条例で規定する内容を記述しています。
（第2段落）歴史•文化•自然環境
橋本市が歩んできた歴史や育んできた文化，豊かな自然環境など，誇るべき伝統を守り未来へ繋ぐ旨を記述しています。
（第3段落）目指すべきまちの将来像

橋本市がこれから目指すべきまちの将来像を記述しています。
（第4段落）将来像を実現するための基本的な考え方
第3段落で述べた将来像を実現するために，どのように行動するか基本的な考え方を記述しています。
（第5段落）私たちが目指す最終的な自治の姿
市民と市，市全体が協働して目指す最終的な橋本市における自治 の姿を記述しています。

## 工 委員の意見

－条例全体における「基本原理」「理想」を抽象的に規定すること。短 くてもピリッとした前文になるといい。

- 橋本市らしさ，橋本市が目指す方向性を盛り込んでいく。
- 「対行政」「行政はサービス」といら意識を押しつけがましくなく，打 ち砕くような表現。
－条例制定を機に，これまでの自治のあり方を踏まえつつ，新しい「自治」像を打ち出すこと。そのためには「 r e b o r n（生まれ変わり・再生）」というキーワードはどうか。
－条例の前文は，条例の各条文と併せ条例を構成するため，条例全体に於ける基本原理や理想を抽象的に規定する文言を織り込んだ前文で なければならない。


## （3）第1章 総則

## 第1条 目的

## ア 素案

## 第1章 総則

（目的）
第1条 私たちは，橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明ら かにし，協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するた め，この条例を定めます。

## イ 趣旨

この条例が何を目的として制定するのか，どんなまちを目指してい るのかを記述しています。

## ウ 説明

この条例制定の目的を，協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出することとしました。そのための橋本市におけるまちづ

くりの基本理念と基本原則を明らかにする旨を述べています。

## エ 委員の意見

- 市民目線からの目的が必要では。
- 「自分たちでやる」という自治意識•課題意識を啓発できるような文言については残してほしい。


## 第2条 定義

## ア 素案

（定義）
第2条 この条例で使用する用語の意味は，次のとおりとします。
（1）私たち 次号及び第3号に定める市民及び市をいいます。
（2）市民 市内に在住し，在勤し，又は在学する者その他の市内でまち づくりに関わる全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体（法人を含みます。）をいいます。
（3）市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいいます。
（4）市長等 市長，教育委員会，監査委員，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
（5）まちづくり住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及 び活動をいいます。
（6）参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。
（7）協働 様々な担い手が，それぞれの知恵や経験，専門性などの資源 を生かし，尊重し合いながら，果たすべき役割と責任を自覚し，共に考え，共に力をあわせることをいいます。

## イ 趣旨

条例の中で使われる用語のうち，まちづくりを進める上で意味を共有しておきたい用語について，解釈上の疑義が生じないよう，用語の定義を記述しています。

## ウ 説明

（1）私たち
この条例では，自分たちのまちは自分たちでつくるという自治の主体を表現する手段として「私たち」という主語を用いることにしました。「私たち」は次号及び第3号で定義する市民及び市をいいます。
（2）市民

この条例では，「市民」を市内に在住する住民だけでなく，在勤•在学者，その他の市内でまちづくりに関わる全ての個人，市内に事業所を置く事業者，その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体（法人を含 みます。）として広義に定義しました。「多様性」が重要となる時代では， まちづくりに関わる人も多様になってきています。基本的には橋本市 の利益になる，橋本市の自治や協働を進めていく主体は多様であって いいと考えました。
（3）市
市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市と して定義しました。
（4）市長等
地方自治法第138条の4では「普通地方公共団体はその執行機関とし て地方公共団体の長の外，法律の定めるところにより委員会又は委員 を置く。」されています。これらの執行機関を，「市長等」として定義し ており，具体的には市長，教育委員会，監査委員，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
（5）まちづくり
様々な場面で，様々な分野で，様々な担い手により行われる，住み よい豊かな地域社会を作るための取り組み及び活動としました。
（6）参画
ただ参加するだけでなく，自らの意思で主体的にまちづくりに関わ ることとしました。
（7）協働
協働とは，様々な担い手が，それぞれの知恵や経験，専門性などの資源を生かし，尊重し合いながら，果たすべき役割と責任を自覚し，共に考え，共に力をあわせることとしました。

## エ 委員の意見

（2）市民
－個人である「市民」と，法人格を持つ会社やNPOを区別して考えて，「市民等」という定義を入れてもいいのでは。また，区長会や地域づ くり組織についても定義づけしてはどうか。

- 市民＝住民と定義した方がいいのではないか。
- やわらかい意味で，橋本市のまちづくりを担える市民の定義にして， まちづくりに参画しやすいようにしてはどうか。
－参政権に関しては明確に分けておくべきかもしれないが，やわらかい意味で見た，「橋本市のために頑張ろう」という意味での市民なので

あれば朹を広げてもいいのではないか。
－他市では，「市民」の中で「住民」をまた別に定義しているところも ある。同じように分けてもいいのではないか。
－市民＝住民としてしまうことで，地域おこし協力隊のような人たちが市民としてまちづくりに参加できなくなるのは良くないのでは。
－新しい地方自治や，市の業務のたな卸しをするのであれば市民の定義 は狭い（市民＝住民）方がよいと思っていたが，今の案であれば広い意味（市内在住，在勤，在学，活動する人，事業者，団体等）でよい と思う。
－市民の定義は，相互の尊重，多様性の尊重の観点から狭い定義としな い方がよいと思う。

## 第3条 基本理念

## ア 素案

（基本理念）
第3条 私たちは，住み慣れた地域で，子どもから高齢者まで，地域全体で支えあいながら安心，安全な生活をおくれるまちを目指し，協働してま ちづくりを進めます。

## イ 趣旨

橋本市のまちづくりにおける基本理念を明らかにしています。橋本市の目指すまちの姿，それに向けてのまちづくりの進め方を基本理念 として記述しています。

## ウ 説明

前文にあるように，人口減少や少子高齢化，またそれに伴う地域の担 い手不足などによる社会環境の大きな変化に対応し，全体で支えあい ながら安心，安全な生活をおくれるまちを目指し，協働してまちづくり を進めていくことを基本理念としました。

右肩下がりの時代において，行政主導のまちづくりはいずれ限界を迎えます。また，地域においてもまちづくりの担い手不足が今以上に顕著になってきます。これらの状況を乗り切るためには，市民と市が一体 となって協働し，市民の力を活かしたまちづくりを進める必要があり ます。この場合，行政による押し付けであってはならず，市民一人ひと りが地域の将来を「自分ごと」としてとらえ，自発的•主体的に行動す ることが重要です。そこで本条文は，「私たち」が宣言するような形式

で規定することとしました。

## エ 委員の意見

－議会，行政，市民の三者の協働があって初めて条例制定の目的へ繋が っていくと思うので，単純な権利義務関係ではなく，三者が並列的な関係で協働し合いまちづくりを行うという理念に基づいた条例を作 っていきたい。

## 第4条 基本原則

## ア 素案

（基本原則）
第4条 私たちは，基本的人権尊重の下，次の各号に掲げる事項を基本原則 としてまちづくりを推進します。
（1）情報共有 私たちは，市民参画や協働のまちづくりを進めるため， お互いに情報を発信し，共有し合います。
（2）市民参画 市民は，まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め，市はその参画のための機会を設けます。
（3）協働のまちづくり 私たちは，適切な役割分担の下で連携し，協働 してまちづくりに取り組みます。
（4）相互の尊重 私たちは，住みよい豊かなまちをつくるため，お互い の意見及び行動を尊重し合います。

## イ 趣旨

基本理念にあるまちづくりを推進するため，まちづくりにあたって の基本原則を定めました。

## ウ 説明

まちづくりにあたつての基本原則として次の 4 つを定めました。
（1）情報共有
市民参画や協働のまちづくりを進めるためには，まず市民と市，ある いは市民間や市の内部でお互いに情報を発信し，共有し合う必要があ ると考えました。
（2）市民参画
基本理念にあるまちづくりを進めるため，市民は，まちづくりの主体 として積極的にまちづくりに参画するよう努める必要があります。ま た，市はその参画のための機会を設けることを規定しました。
（3）協働のまちづくり
市全体が一体となって協働のまちづくりに取り組むことを定めまし

た。
（4）相互の尊重
地域全体で支えあいながら安心，安全な生活をおくれるまちを目指 すために，市民と市は，お互いの意見や行動を尊重しあうことが重要と考え，相互の尊重を基本原則としました。

## エ 委員の意見

－情報共有は市民と行政の協働の原点であり，重要なことであると認識 している。

## （4）第2章 市民

## 第5条 市民の役割

## ア 素案

（市民の役割）
第5条 市民は，主体的にまちづくりに参画します。
2 市民は，自分たちのまちに関心を持ち，自分たちのまちを良く知るため に，お互いに情報を出し合い共有します。

## イ 趣旨

基本理念にある協働のまちづくりを進めるため，市民が果たす役割 について定めました。

## ウ 説明

○第1項
協働のまちづくりを進めるため，まちづくりに主体的に参画するこ とを市民の役割としました。
○第2項
まちに関心を持ち，よく知っていただくため，市民の間でもお互いに情報共有することを役割としました。

## エ 委員の意見

－市民の位置付けについて，「～しなければならない」という書き方を するところが多いが，あまりそうしたくない。それを市民側からの意見を盛り込みたい。
－「市民は～～しなければならない」という自治基本条例が多いが，も う少し市民の能動性や，市民の自発的な活動を促進できるように「で きる規定」にした方がいいのでは。

## （5）第3章 市議会

## 第6条 市議会の役割

## ア 素案

（市議会の役割）
第6条 市議会は，市民の目線に立って，市の意思決定機関として議決の責任を負らとともに，行政活動の監視及び政策の立案を行います。
2 議会に関する基本的な事項については，橋本市議会基本条例（平成26年橋本市条例第54号）によります。

## イ 趣旨

基本理念にある協働のまちづくりを推進するため，市議会が果たす役割について定めました。

## ウ 説明

橋本市においては，既に「橋本市議会基本条例」が平成26年7月2日に施行され，議会及び議員の活動原則や市民と議会，市長等と議会の関係等について規定されています。この条文では，「橋本市議会基本条例」 を尊重し，具体的な内容については同条例によることとしています。

## 工 委員の意見

－橋本市議会基本条例の水準は高いと感じているので，自治基本条例の中に議会基本条例を組み込んで，議会基本条例の精神で運営してい くという点でよいと思う。

## （6）第4章 市長等及び職員

## 第7条 市長等の役割

## ア 素案

（市長等の役割）
第7条 市長は，市政の代表者として，公正かつ誠実に，市政運営を行いま す。
2 市長等は，それぞれ相互に連携•協力し，一体として，市政運営に当た ります。
3 市長等は，市政運営に関する情報について，速やかに，かつ，分かりや

すく市民に提供することにより，市民との情報の共有に努めます。
4 市長等は，市民参画を実現するため，市民がまちづくり及び市政に参画 する機会を設けます。
5 市長等は，協働を推進するに当たり，全ての市民が自発的•自主的にま ちづくりに参画することができるよう支援します。
6 市長等は，国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して，事務の共同処理や協定等により，自主性を保持しつつ相互に連携し，協力し合いながら解決に当たるよう努めます。

## イ 趣旨

基本理念にある協働のまちづくりを推進するため，市長及び執行機関が果たす役割について定めました。

## ウ 説明

## ○第1項

市長が市政運営を行うにあたっての姿勢を定めています。
○第2項
市全体として協働のまちづくりを進める上で，行政の内部，市長と各執行機関もそれぞれ相互に連携•協力し，市政運営に当たる必要がある と考えました。
○第3項
市民参画や協働のまちづくりを進めるため，市長等は市政運営に関 する情報を分かりやすく市民に提供し，市民との情報の共有に努める ことを定めています。
○第4項
市民参画を実現するため，市長等はその機会を設けることを役割と しました。

## ○第5項

市長等は，協働のまちづくりを進めるため，市民による自発的•自主的なまちづくりを支援することを定めています。
○第6項
市長等は，市の内部だけでなく，国や他の地方公共団体及び関係機関 とも連携し，協力し合いながら課題の解決に当たる旨を定めています。

## エ 委員の意見

－地方自治法等により，自治基本条例に定めなくても運営できているも のについては盛り込まないこととした。
－役所が取り組もらとしている事業の取っ掛かりを聞きたい。決まって

からお知らせではなく，政策決定段階から知らせてほしい。さらに，政策決定に市民の意見を求めてはどうか。
－県と市の認識の差があるように感じる。連携について強く謳い込んで はどうか。

## 第8条 職員の役割

## ア 素案

（職員の役割）
第8条 職員は，全体の奉仕者であり，法令を遵守し，市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに，公正かつ誠実に，その職務を遂行 します。
2 職員は，職務についての必要な知識，技術等の習得，能力開発及び自己啓発を行うとともに，職務の遂行に当たつて創意工夫に努め，市民と協働してまちづくりに取り組みます。

## イ 趣旨

基本理念にある協働のまちづくりを推進するため，市の職員が果た す役割について定めました。

## ウ 説明

職員は，地方自治法上，長の補助機関であり，長は「その補助機関た る職員を指揮監督する」とされています。よって，職員は職務を執行す るに当たつては，第7条（市長等の役割）を遵守することになりますが， これに加え，第8条では協働のまちづくりを進める上で職員が果たすべ き役割を定めました。
○第1項
憲法第15条にある「公務員は全体の奉仕者」を引用するとともに，基本原則にある情報共有を進めるため，丁寧で分かりやすい説明を行う
ことをその役割としました。
○第2項
職員の職務遂行にあたっての姿勢を定めるとともに，意識を持って市民と協働してまちづくりに取り組む旨を定めました。

## 工 委員の意見

－「職員の役割」について，職員が今以上のことをやらない言い訳に使 われないか心配。職員にも，自分のできる範囲で市をよくしようとい ら気持ちを持ってほしい。

## （7）第5章 地域づくり

## 第9条 地域主体のまちづくり

## ア 素案

（地域主体のまちづくり）
第9条 市民は，安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現する ため，地域の課題を共有し，自主的な意思によってまちづくりに取り組 み，お互いに助け合い，解決に向けて自ら行動します。
2 市は，前項に規定する市民の自主的な地域におけるまちづくり，第 10 条 に定める地域運営組織及び第11条に定める民間非営利組織の役割を尊重 し，これらの活動を振興するために，地域における課題の把握，地域間格差の是正，相談機会の確保，活動の支援，人材育成，費用の助成等必要な施策を推進します。

## イ 趣旨

地域主体のまちづくりに向けて，市民と市がすべきことを定めまし た。

## ウ 説明

○第1項
地域主体のまちづくりを進めるため，市民は自主的な意思によって まちづくりに取り組み，助け合いながら地域課題の解決に向けて自ら行動することを定めました。
○第2項
市は，第1項に規定する地域における市民によるまちづくり，第10条 に規定する地域運営組織，第11条に規定する民間非営利組織によるま ちづくりに対して，必要な支援を行うよう定めました。

## エ 委員の意見

－たすけ愛はしもとや第2回まちづくりタウンミーティングの中でも，新しいことを自分たちでやろうと言ってもそれは行政の仕事でしょ という意識がまだまだあったりして，なかなか地域の自治という認識や意識がない。そこを啓蒙するような言葉がけがあればと思う。橋本市は，現在そういった現場と行政が同時進行しているので，それを らまく言葉にできたらなと思う。やはり市民の方の中にはまだまだ

温度差がある。
－市民が「やりたい」とやる気になったときに，行政がお金や仕組み，制度改正等の支援をしますというスタンスにしたい。「やろう」とい う意識があって，それを「支援する」という形で，協働をすすめるた めにも主体は市民にあってほしい。
－市民がやる気になって何かやろうとしたときに応援する行政であり， それには必要な措置をとるとして，市民の「やろうとする思い」をど ら位置づけるかがポイントではないか。

## 第10条 地域運営組織

## ア 素案

（地域運営組織）
第10条 市民は，一定のまとまりのある地域において，まちづくりに関わ る組織として，地域運営組織を設立することができます。
2 地域運営組織は，当該地域の市民に開かれたものとし，市，区•自治会 その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。
3 地域運営組織は，地域における課題を共有し，その解決に向けて取り組 むとともに，地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。
4 市民は，地域社会の一員として，主体的に地域運営組織の活動に参加し ます。
5 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定めます。

## イ 趣旨

市民による自主的なまちづくりを行らため，「地域運営組織」を設立 できることを定めました。
なお，「地域運営組織」については，市民参画のもと，別に充分な議論が必要と考え，この条例では，「地域運営組織」の基本的な部分につ いてのみ定めることとしました。

## ウ 説明

○第1項
前条第1項にある市民による自主的なまちづくり活動を行うため，市民は地域運営組織を設立することができることを定めました。範囲に ついては，「一定のまとまりのある地域」とし，各地域の実情に応じた ものとできるような表現にしました。
○第2項
地域運営組織は当該地域の市民に開かれたものであること，現在活

動している区•自治会や関係機関及び市と連携し，協力してまちづくり を行っていくことを定めました。
○第3項
市内の地域にはそれぞれ特色があります。市内一律ではなく，その地域の特性を活かし，多様なまちづくりを行っていただきたいとの願い を記述しました。
○第4項
第5条にあるように，市民には主体的にまちづくりに参画するよう求 めており，この地域運営組織にも主体的に参加いただきたいというこ とを定めました。

## ○第5項

地域運営組織の設立等に関する詳細は，この条例を検討する中で議論するのではなく，市民参画のもと，別の場面で充分議論することが必要だと考え，この条項を設けました。

## エ 委員の意見

－存続が難しい区や，同じような行事を行っている区同士である程度集 まって一緒にやれば人（担い手）の負担も減るのではないか。また，人の関係をつくることもできるのではないか。
－既存の区や自治会との関係性は難しい。上下関係があるものではない ということを理解してもらいたい。
－「渡りに船」と感じる区もあれば，「区でできる」と感じる区もあるの ではないか。市としてはその両方のことを考えて少しずつ移行でき るようにした方がいいのでは。
－これからの社会事情を考えると，仕組みとしてあった方がいいと思う。将来の活動拠点と活動している姿をイメージしながら仕組みを考え る必要がある。
－共育コミュニティは公民館区単位8，地域包括ケアは区長会単位9，区長会は9，小学校区は15，中学校区は5，公民館は8，と橋本市の枠組 みはバラバラ。同じ枠組みでなければ力を発揮できないのではない かと思うので，枠組みをひとつにまとめましょうと言える条文でな ければならないのではないか。この条例をもとに，まとまれるように したい。
－地域づくり組織はあるといいと思うが，その反面すごく難しいのでは。 また，この条例にしても地域づくり組織にしても，みんなで育ててい けるような柔軟なものになるといいと思う。
－少子高齢化の中で，区そのものが活動しづらくなったときのことを想

定しているのかなと思っているが，区での活動が盛んな今，今後機能 できるかどうかというところも視野に入れているのか。
－地域運営組織同士でどう情報共有するか，連絡協議会のようなものも必要になるのではないか。
－各地区で住んでいる人の意見がきちんと反映されるような組織にな るべき。住民の意思が反映されづらくなるのではないかという不安 がある。区や自治会と尊重した組織になってほしい。
－地域格差ができてしまわないよう，満遍なく取り組めるような仕組み が必要ではないか。

## 第11条 民間非営利組織

## ア 素案

## （民間非営利組織）

第11条 自主的に公益性，非営利性，継続性を持ってまちづくりに取り組 む民間非営利組織（個人を含みます。）は，市，区•自治会，前条に規定 する地域運営組織その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めます。

## イ 趣旨

区•自治会や地域運営組織等の地縁型組織だけでなく，全市的に特定 の分野でまちづくりを行っているN P Oやボランティアなどの民間非営利組織（個人を含みます。）についても役割を規定しました。

## ウ 説明

市全体として協働してまちづくりを行っていくためには，地縁型組織である区•自治会や地域運営組織のほか，各分野において全市的に活動する民間非営利組織も重要な役割を担うと考え，この条文を設けま した。ここでは，民間非営利組織は，市や区•自治会，地域運営組織等 と連携し，まちづくりに協力するよう定めました。

なお，民間非営利組織には，N P Oやボランティア団体のほか，ボラ ンティア等を行う個人も含めています。

## エ 委員の意見

－第10条で規定しているのは，「地縁型組織」（＝横系）。 N P O 活動や分野ごとの活動（＝縦 糸）については規定されていない。橋本市全体 として関わる，特定の分野の活動でまちづくりを行ら組織を作りた い場合は，第10条を根拠にはできない。
－全市的に行っている組織（縦糸）も入る余地を与えてもらえれば，も つと幅が広がると思う。

## （8）第6章 市政運営

## 第12条 総合計画

## ア 素案

第6章 市政運営
（総合計画）
第12条 市長は，まちの将来像を明らかにし，総合的かつ計画的な市政運営を進めるため，総合計画を策定します。
2 市長は，地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため，地域別計画を積み上げ，総合計画を補完します。
3 市長は，総合計画の策定に際しては，その計画に関する情報をあらかじ め市民に提供し，市民の意見を反映させるため，広く市民の参画を求め ます。
4 市長は，総合計画の策定，政策の立案及び実施に当たつては，この条例 の趣旨を尊重し，必要に応じて検討及び見直しを行い，市民に公表しま す。

## イ 趣旨

総合計画については，地方自治法上の策定義務はなくなりましたが，市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり，市民にま ちづくりの長期的な展望を示すものであるため，この条例で策定につ いて定めることとしました。

## ウ 説明

## ○第1項

総合計画を策定する目的を，まちの将来像を明らかにし，総合的かつ計画的な市政運営を進めるためとしました。
○第2項
第5章にある地域づくりを進めるため，地域別計画を策定し，総合計画の補完することとしました。これまで地域別計画は策定していませ んが，この条例の趣旨に沿い，地域が主体となったまちづくりを進める ためには必要だと考えました。
○第3項
総合計画の策定に当たつても，この条例の基本原則にある情報共有，

市民参画を遵守する旨を定めました。

## ○第4項

総合計画の策定，政策の立案及び実施に当たつては，実効性を担保す るため，必要に応じて検討•見直しを行うこととし，その情報を市民に公表することとしました。

## エ 委員の意見

－現在，総合計画策定の根拠がないので，この条例の中に入れておくべ き。

## 第13条 財政運営

## ア 素案

（財政運営）
第13条 市長は，自立した財政運営を行らため，自らの判断と責任で財源 を確保し，使途を決定するものとします。
2 市長は，総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成 するとともに，計画的で健全な財政運営に努めます。
3 市長は，予算の編成及び執行について，その内容に関する情報を市民に提供するよう努めます。

## イ 趣旨

市の財政運営のあり方について規定しました。まちづくりを進める上で，市の財政はその基盤となるものであり，健全な財政運営が必要だ と考えました。

## ウ 説明

## ○第1項

自立した財政運営を行らため，市長の役割について定めました。 ○第2項

総合計画の進行状況や次条の行政評価の結果を踏まえた上で，効果的な予算編成を行い，計画的に健全な財政運営に努めるよう定めまし た。
○第3項
この条例の趣旨に沿い，予算の編成や執行に当たつては，市民への情報提供に努めるよう定めました。

## 工 委員の意見

－財政運営の根拠，予算の編成や執行についての情報公開の根拠を規定

すべき。

## 第14条 行政評価

## ア 素案

## （行政評価）

第14条 市長等は，効果的で効率的な市政運営を行うため，必要に応じて行政評価を実施し，その結果を施策の見直し，予算の編成，組織の改善等に反映します。
2 市長等は，前項の評価に当たつては，市民の参画を求めます。
3 市長等は，第1項の評価の結果を公表します。

## イ 趣旨

地方自治体をとりまく厳しい社会情勢を踏まえ，限られた資源を効果的に使用するため，市民参画のもと，行政評価を実施することを定め ました。今後まちづくりを進める上では，前条の財政運営のほか，組織 の改善等も含めた行政の効率化はその基盤となるものだと考えました。

## ウ 説明

○第1項
行政評価を実施し，その結果を施策の見直しや予算編成，組織の改善等，市政運営に反映させることを規定しました。第2項
基本原則にある市民協働を進めるため，評価にあたつては市民の参画を求めることとしました。
○第3項
基本原則にある情報共有を進めるため，行政評価の結果は市民に公表することを規定しました。

## 工 委員の意見

－事業に対する評価をする第三者機関の設置をしないといけないので は。市民参画という形での施策に対する行政レビューの委員会，機関 を設置するようなことを設けていくべきではないか。
－裁判員制度のように，市民からランダムで選んでもいいのではないか。興味を持ったり，参画したりするきっかけになるかもしれない。
－事務事業評価のような単年度のものではなく，長期総合計画に意見を反映させるような，政策や施策レベルのものの評価に市民参画した

い。

## （9）第7章 条例の位置付け

## 第15条 条例の位置

## ア 素案

第7章 条例の位置付け
第15条 私たちは，橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため，この条例を尊重し，誠実に遵守します。
2 市は，条例，規則等を制定又は改廃する場合には，この条例の趣旨を尊重し，この条例に定める事項との整合性を図ります。

## イ 趣旨

> この条例の位置付けについて規定しています。

## ウ 説明

## ○第1項

本来条例は並列であり上下関係はありませんが，基本理念にあるま ちづくりを進めるため，市民と市がこの条例を尊重し，誠実に遵守して いただきたいとの想いを記述しました。
○第2項
第1項にあるように，市にもこの条例を尊重していただきたいとの想 いから，今後の条例の制定•改廃に当たつては，この条例の趣旨に沿い，整合を図ることを定めました。

## エ 委員の意見

－「最高規範性」という表現は引っかかる。条例に優劣の関係はない。「最高規範性」ではなく，「基本規範性」を謳った方がいいのではな いか。また，それを謳うのであれば前文にも盛り込んでおくべき。

- 「最大限尊重する」というような表現も考えられる。
- 立法全体としてではなく，「橋本市のまちづくりの推進における」と しており，限定的な書き方をしているので問題はないのでは。
－「最高規範」に替わる表現はないのか。最大限尊重する，基本規範性， ルール，規則，市訓（家訓のように）等が考えられる。
－この条例の趣旨に反する条例ができるのでは意味がないので，最大限尊重してほしい。
－「こういうまちを作りましょう」という理念条例の方がよいのではな

いかと思うので，この条例の趣旨を生かして，この条例の精神で，施策をやってほしいという趣旨になるとよい。

## （10）第8章 条例の検証及び見直し

## 第16条 はぐくむ条例

## ア 素案

第8章 条例の検証及び見直し
第16条 私たちは，この条例の内容が橋本市にふさわしく，社会情勢に適合しているかどうか，効果を検証し，必要に応じて見直しながら，実効性のある条例となるよう育んでいきます。

## イ 趣旨

この条例の検証•見直しについて規定しています。

## ウ 説明

この条例は，策定して終わりというものではありません。将来にわた ってこの条例の趣旨に沿ったまちづくりを進めるため，効果を検証し，必要に応じて見直しながら，市と市民の皆でこの条例を育んでいきた いとの想いを表現しました。

この条例は，まちづくりを進める上での基本となるものであるため，社会情勢に合ったものになっているかどうか，形だけのものになって いないか，橋本市の自治やまちづくりの推進に本当にふさわしいもの かどうかを検証する必要があります。

そこで，市民参画のもとで，この条例が実効性のある条例であり続け るよう，橋本市全体で育んでいくことを述べています。

## エ 委員の意見

－作って終わりの条例ではなく，育てる条例，見守り続ける条例にした い。
－条例が育つだけではなく，市民も育って，それぞれ地域づくりに参加 していくということが必要。

## 第17条 はぐくむ委員会

## ア 素案

## （はぐくむ委員会）

第17条 市は，前条の検証及び見直しにあたつて，橋本市の自治と協働を はぐくむ委員会（以下「はぐくむ委員会」といいます。）を置きます。
2 市は，はぐくむ委員会に，市民の参画を求めます。
3 はぐくむ委員会は，この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議 し，市長に意見を述べることができます。
4 はぐくむ委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に条例で定めま す。

## イ 趣旨

前条のとおり，この条例を育んでいくとの想いを実現するため，「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」を設置することを規定していま す。

## ウ 説明

## ○第1項

この条例の検証•見直しにあたつて，「橋本市の自治と協働をはぐく む委員会」を設置することを規定しました。
○第2項
基本原則にある市民参画を進めるため，この「はぐくむ委員会」に市民の参画を求めることとしました。
○第3項
「はぐくむ委員会」の役割を記載しました。委員会は，この条例の趣旨が諸制度に反映されているか等を調査審議し，市長に意見を述べる ことができることとしました。
○第4項
「はぐくむ委員会」は市の附属機関となることを想定していますの で，組織構成や運営に関する事項は，別に条例で定めることを規定しま した。

## エ 委員の意見

－今完璧な条例を作るのは難しいかもしれないので，今後検証や見直し を行いながら，条例をみんなで育てていきたいという気持ちである。

## II 条例素案策定の経過について

## 1 条例の必要性と背景

これまでも橋本市では，区•自治会をはじめ，様々なボランティアグループ や N P O 法人等と連携し，市民と行政の協働が進められてきました。平成20年 3 月には「橋本市協働の基本指針」が策定され，市民と行政の協働のあり方や これからの協働を推進するための方向性が示されています。

しかし，それ以降，人口減少や少子高齢化がますます進展し，行政主導によ るサービスの提供が困難となることが現実味を帯びてきたこと等により，市民の自主的なまちづくりを支援し，市民の力を活かした協働のまちづくりを これまで以上に進める必要性が増してきました。
そのためには，橋本市のまちづくりの基本となる事項を条例として明文化 し，これを今後の橋本市のまちづくりの拠り所とすることが必要だと考えら れ，橋本市自治基本条例策定委員会が設置されました。

橋本市自治基本条例策定委員会は，平成28年12月議会で「橋本市自治基本条例策定委員会条例」が議決されたことを受けて設置され，平成29年5月22日に橋本市自治基本条例の策定について市長から諮問を受けました。条例の策定 についての附属機関が設けられたのは，この委員会が初めてであり，私たち策定委員会は，これらの事情を踏まえ，市民の目線から見た将来に向けた橋本市 のまちづくりのあり方を議論し，この条例素案としてまとめました。

■人口減少•少子高齢化の問題点
－税収の減少（市財政の縮小，職員の減少）

- 社会保障費の増加
- 地域活動の担い手の減少 など

■乗り切るためには
－限られた資源を有効に活用し，市のメンバー全員が元気に活動 して一緒にまちづくりをしてい こう

市民と行政の協動で元気なまちづくり


## 2 橋本市自治基本条例策定委員会について

## ア．橋本市自治基本条例策定委員会

（仮称）橋本市自治基本条例の策定に向け，市民協働により素案を作成 するための附属機関として設置されました。

## （1）目的

橋本市における自治の基本原則を明らかにし，自治を担う主体の権利，責務等を明確にするとともに，市民参画や市政運営に関する基本的な事項を定める自治基本条例の制定へ向けて，必要な事項を検討するため設置されました。

## （2）開催期間

平成29年5月～平成30年3月 計8回

## （3）委員

学識経験者，関係機関及び団体の役職員，市民公募により選考された者 の計 20 名で構成

## イ．橋本市自治基本条例策定委員会小委員会

策定委員会の会議を円滑に進めるため，議論するためのたたき台•原案 を作ることを目的として，策定委員会内に小委員会を設置しました。なお，小委員会の委員でない委員も自由に参加できることとしました。
（1）目的
条例の名称，前文，章立について，橋本らしいたたき台を作ること。
（2）開催期間
平成29年7月～平成29年11月 計8回

## （3）委員

策定委員のうち 8 名で構成

## 3 策定経過

## ア．全体の流れ

（1）平成29年5月22日
（2）平成29年6月27日
（3）平成29年7月13日
（4）平成29年7月24日
（5）平成 29 年 8 月 17 日
（6）平成 29 年 8 月 $\sim 10$ 月

第1回策定委員会
第2回策定委員会
第1回小委員会
第3回策定委員会（名張市視察）
第2回小委員会
第2回まちづくりタウンミーティング平成29年8月26日 恋野地区公民館平成29年8月31日 紀見地区公民館平成29年8月31日 橋本地区公民館平成29年9月2日 山田地区公民館平成29年9月5日 隅田地区公民館平成29年9月9日 高野口地区公民館平成29年9月10日 紀見北地区公民館平成29年10月6日 学文路地区公民館第3回小委員会
第4回小委員会
第4回策定委員会
第5回小委員会
第6回小委員会
第7回小委員会
（第7回庁内検討委員会専門部会と合同開催）
（13）平成29年11月7日 第8回小委員会
（14）平成29年11月15日 第5回策定委員会
（15）平成29年12月18日 第6回策定委員会
（16）平成29年12月 25 日～平成30年1月31日
（仮称）橋本市自治基本条例 中間素案 意見募集
（17）平成30年1月 13 日
（18）平成30年2月14日 第7回策定委員会
（19）平成30年3月14日

まちづくりシンポジウム

第8回策定委員会

## イ．会議等の開催内容

## （1）第1回策定委員会

■日 時 平成29年5月22日（月）午後1時30分～午後4時30分
■会 場 橋本市教育文化会館3階 第3研修室
■議（1）事自治基本条例とは
（2）橋本市の現状について
（3）橋本市自治基本条例策定スケジュールについて
（4）次回策定委員会の議事（予定）と開催日時について
■内 容 •策定委員全員で，自治基本条例の魅力と課題，橋本市の現状，市民と行政の協働で元気なまちをつくるために必要なこと などを共有した。
－また，条例素案策定まで のスケジュールの確認 を行った。ただ，条例素案の進捗状況によって は素案答申時期の見直 しを行うこととした。


## （2）第2回策定委員会

■日 時 平成29年6月27日（火）午後1時30分～午後4時30分
■会 場 橋本市教育文化会館3階 第3研修室
■議 事（1）他市で制定されている条例文の比較
（2）第2回策定委員会以降のスケジュールについて

- 第3回策定委員会 名張市視察
- 第2回まちづくりタウンミーティング

■内 容
－自治基本条例には，岸和田市，飯田市のような自治基本条例 としてオーソドックスなタイプと，高知市のようなまちづく りに特化したタイプがあり，その比較を行い，議論した。ま た，第3回策定委員会で名張市視察を行う予定であるため，そ の事前勉強も兼ねる意味合いで名張市も比較対象として議論を行った。
－資料収集や橋本市らしいたたき台•原案を作ることを目的と する「小委員会」の設置を決定。8名の委員で組織することと なった。

## （3）第1回小委員会

■日 時 平成29年7月13日（木）午後7時30分～午後9時
■場 所 橋本市本庁舎 1 階会議室 B
■議（1）小委員会副委員長の選出
（2）次回小委員会開催日について（今後のスケジュール）
■内 容 •小委員会では，条例の名称，前文，章立ての 3 つについて，秋までに一定の方向を出すよう作業を進めることとなった。
－条例についての各委員の意見を出し合い，次回以降のスケジ ュールについての確認を行った。

## （4）第3回策定委員会（視察）

■日 時 平成29年7月24日（月）午後1時～午後3時30分

場 所
■議 事

三重県名張市
（1）名張市より説明
－名張市自治基本条例に ついて
－名張市ゆめづくり地域予算制度について

（2）質疑応答
■内 容 －既に条例を制定してまちづくりに取り組んでいる自治体を見て，イメージを持っていただくため，先進地への視察を行 った。
－まず，名張市自治基本条例及び名張市ゆめづくり地域予算制度について，名張市担当職員より説明を受けた。
－その後，あらかじめ策定委員より募集して送付した質問につ いて回答いただくとともに，当日の追加質疑を行った。

## （5）第2回小委員会

■日 時
平成 29 年 8 月 17 日（木）午後 7 時～午後 8 時 40 分
■場 所
橋本市本庁舎 1 階会議室 B
■議 事
（1）名張視察の感想
一名張の視察から橋本に生かせそうなこと一
（2）条例のある時・ない時
一条例があることで可能になることとは一

③橋本らしい条例の章立て一橋本らしさをどこで出すのかー
（4）章立てについて 一小委員長提案—
（5）章立ての構成と要素•論点
（6）これからの小委員会
■主な意見•市民も行政も議会も一体にならなければ，名張市のような地域づくりはできないのでは。
－条例を活かしきれない地域のために，そのフォローを条例に盛り込みたい。
－「最高規範性」は必要だと思うが，「最高規範性」という表現 に違和感がある。条例に優劣の関係はない。
－「住民投票」を盛り込むことは，地方自治への参画の観点か ら非常に重要ではあるが，あくまでも議会が主体となって行らべきである。
－作って終わりの条例ではなく，育てる条例，見守り続ける条例にしたい。

## （6）第2回まちづくりタウンミーティング

直接市民のまちづくりに対する意見等を聞き，条例素案づくりの参考 にしようと，市が開催した「第2回まちづくりタウンミーティング」に策定委員も参加しました。このタウンミーティングでは，自分たちの地域を今一度見直して将来像を思い描き， その実現に向けて，自分が，地域が，行政ができることについて考えて いただくためのグループワークが行われました。

タウンミーティングのグループ ワークで作成したワークシートは，策定委員会内でも共有し，条例素案
作りの参考としました。
■日 時 平成29年8月～10月
■会 場 市内各地区公民館（8館）
■内 谾働のまちづくりに向けた市の取り組みについての説明
（2）グループワーク

- 地域の良いところ・課題となっていること
- 地域の将来像（こんなまちになればいいな）
- 将来像の実現に向けての取組み（何ができるかな？）


## （7）第3回小委員会

■日 時 平成29年8月28日（月）午後7時15分～午後9時
■場 所 橋本市本庁舎 1 階会議室 B
■議 事 第2回に引き続き，以下に関する議論
（1）章立てについて－小委員長提案—
（2）章立ての構成と要素•論点
■主な意見•地域運営組織は，区の意見ももちろん尊重するが，より広域的にまとまることができる組織という趣旨がよいのでは。
－県と市で認識に差があるように思うので，連携について強く謳い込んでは。
－市民がやる気になったときに，行政が必要な支援をしますと いう形にしたい。やろうという意識と，それを支援する形で協働を進めるためにも，主体は市民にあつてほしい。
－橋本市の自治基本条例にも，現在の地域の組織の課題に対す る突破口として地域運営組織について盛り込むぶき。

- 「市民」と「市民等」という定義があつてもよいのでは。
- 「行政はサービス」という認識を打破したい。


## （8）第4回小委員会

■日 時 平成29年9月19日（火）午後1時～午後3時45分
■場 所 橋本市本庁舎 1 階会議室 B
■議 事（1）章立てについて
（2）前文起草
（3）条例ネーミング
■主な意見•「自分ごと」と捉えられる条例に。

- 情報共有と市民参画により，協働を高めていきたい。
- 自治基本条例に住民投票を盛り込まなくても住民投票はで きる。
－地域運営組織は必要だが，109の区は基礎として残した方が よい。
－人が少ない区などがある程度集まつて一緒にやることで，負担軽減できる。
－地域運営組織は既存の区や自治会と上下関係があるもので はない。
－現在，共育コミュニティなど取組みの単位がバラバラで活動

しづらい。
－「橋本市のために頑張ろう」という意味での市民で，枠を広 げてもいいのでは。
－国籍について明確にしておくべきとも思うが，国籍を明確に しすぎることで，差別につながってしまわないか。
－市民＝住民とすることで，地域おこし協力隊などがまちづく りに参加できなくなるのはよくないと思う。そう考えると，市民は広い意味の方がよいのでは。

## （9）第4回策定委員会

■日 時 平成29年9月29日（金）午後1時30分～午後5時
■会 場 橋本市教育文化会館3階 第3研修室
■議（1）事 第2回まちづくりタウンミーティング経過報告
（2）自治基本条例制定までの各委員会フロー（案）
（3）小委員会からの報告
（4）その他

- パブリックコメント及びシンポジウムの実施について
- （仮称）自治基本条例に関するアンケート（案）

■内 容 •第2回まちづくりタウンミーティングについて，9月29日時点 で開催済の地区に関する報告を行った。また，策定委員がタ ウンミーティングに参加した感想を出し合い，共有した。
－平成29年12月までの策定委員会，庁内検討委員会の日程及び議題について確認。条例への議論を尽くすためスケジュール の見直しを行い，3月中に答申を行うことを目標に，策定作業 を進めることとなった。
－小委員会委員長から，小委員会で行った議論内容について策定委員会へ報告した。小委員会からの報告内容について，議論，意見交換を行った。
－策定委員会で条文素案の元となる中間素案をまとめ，12月下旬～1月末にかけて意見募集を行うこととなった。さらに，そ の期間中にシンポジウムを開催することとした。

## （10）第5回小委員会

■日 時 平成29年10月3日（火）午後1時30分～午後4時
■場 所 橋本市本庁舎2階会議室A
■議 事（1）具体的な前文起草（案）
（2）具体的な条例名称（案）
■主な意見•市民側からやわらかいフィルターをかけたい。

- 市民目線 \＆行政からのフォローアップを。
- 前文に盛り込む要素について
（1）なぜ今条例をつくるのか
（2）歴史的背景，今の背景（課題）人口減少，少子高齢化な ど
（3）協働（方法）
（4）めざすまちの姿
（5）最高規範性
－名称について
（1）自治基本条例として，愛称を公募してはどうか。
（2）自治と協働をはぐくむ
③まじり愛 など


## （11）第6回小委員会

■日 時 平成29年10月11日（水）午後7時～午後9時
■場 所 橋本市本庁舎 2 階会議室 A
■議（1）事具体的な前文起草（案）•具体的な条例名称（案）の確認
（2）具体的な条文（案）
■主な意見

- 前文：何を目指すのか $\rightarrow$ 条例の名称につながる
- 名称：何を目指すのかわかる名称にする。
- 目的：協働から，真の地方自治につなげる。
- 実行担保性の課題が残る。
- 地域運営組織の単位をどうするか。どう定めるか。
- 市民，議会，行政は三者並列だと読み取れた方がよい。 パワーバランスを考えると，語尾の表現（～～できる等）を三者とも統一した方がよい。
－行政評価に市民が参画 し，市民の意見も聞い てほしい。第三者の目 が必要。
－第三者が条例の歩みを見守る仕組みが必要。
（○○委員会）



## （12）第7回小委員会

※第7回橋本市自治基本条例庁内検討委員会専門部会と合同開催
■日 時 平成29年10月16日（月）午後 1 時 30 分 $\sim$ 午後 3 時 30分
■場 所 橋本市北別館入札室
■議 事（1）自己紹介
（2）専門部会案の説明

（3）小委員会案の説明
（4）意見交換
■内 䆧員会と橋本市自治基本条例専門部会（市職員で構成）を合同開催し，それぞれの案に対して意見交換会を行った。
－専門部会案：他市の自治基本条例を比較し，一般的に盛り込 まれている要素について橋本市が規定した場合の表現を検討した案。
－小委員会案：市民側から，橋本市をよりよくしていくために どうすればいいかという観点で検討した案。今ある条例や法律でできるものは基本的に盛り込まないとし，自治基本条例があるがゆえに新しいことに取り組める仕組みを作る ことができる内容を目指した。
■主な意見（小委員会）
－特筆する事業だけでも，市民と行政で評価し合い，両方の立場から一緒に考えることができる仕組みがあるとよいと思 う。

- 三者並列の協働のまちづくりとして検討してほしい。
- 行政から見て，市民と協働するために必要だと思うことを教 えてほしい。
■主な意見（専門部会）
－地域運営組織が地域の負担になってしまわないようにする仕組みが必要。
- 市民と行政の協働を継続する方法が大切。
- 自治会は地域の基本なので，大切にするべき。
- 地域の課題を共有する場を意識すれば，行政が動けることに つながっていくのでは。


## （13）第8回小委員会

■日 時 平成29年11月7日（水）午後7時～午後9時
■場 所 橋本市本庁舎 2 階会議室 A
■議（1）事第5回策定委員会への報告案について
■内 容
－これまでの小委員会を踏まえ，前文，条例素案，条例名称の それぞれの案について，第5回策定委員会への報告様式を検討した。
－さらに，まだ議論すべき論点として，以下を策定委員会へ報告するとした。
（1）条例の名称，愛称
（2）市民の定義
（3）行政評価の内容
（4）最高規範性
（5）条例を育てる委員会の設置について
⑥「協働」の橋本市らしい表現

## （14）第5回策定委員会

■日 時 平成29年11月15日（水）午後1時30分～午後5時
■会 場 橋本市教育文化会館3階 第1研修室
■議（1）小事 委員会からの報告
－H29．10．16 小委員会•専門部会合同開催結果
（2）条例案の検討
（3）その他

- 第2回まちづくりタウンミーティング報告（学文路）
- （仮称）自治基本条例に関するアンケート結果
- 意見募集について
- シンポジウムの開催について
－平成29年12月25日～平成30年1月31日にかけて「中間素案」 に対して意見募集するにあたり，条例文の形では固まった案 に見えてしまい，意見をもらいづらくなってしまうのではな いかと考え，箇条書き（要素•骨子）の形で意見募集しては どうかと小委員会から提案があった。
－中間素案を固めるために，逐条ごとに議論。一致しない点に関しては，意見募集をするための中間素案として三役（委員長•副委員長•小委員会委員長）預かりとし，第6回策定委員会へ提案することとなった。
－第2回まちづくりタウンミーティングや，10月から11月にかけ て行ったまちづくりのためのアンケート調査，政策モニター アンケート調査の結果を共有し，中間素案作成のための参考 とした。
－意見募集期間中の平成30年1月13日に，まちづくりシンポジウ ムを行う。


## （15）第6回策定委員会

■日 時
平成29年12月18日（月）午後1時30分～午後4時30分
■場 所 橋本市教育文化会館3階 第3研修室
■議（1）中事間素案（三役調整案）の説明
（2）中間素案（三役調整案）の検討
（3）まちづくりシンポジウムの開催について
（4）その他
－第7回，第8回策定委員会の日程について
■内 容•意見募集に向けて，策定委員会で今までの議論を「中間素案」 としてまとめるために，第5回策定委員会で議論した論点を整理した形で，三役（委員長•副委員長）が調整した案が示さ れた。
－示された案をもとに，各条文に対して，策定委員会全体で議論した。
－平成30年1月13日に行うまちづくりシンポジウムについて，当日の次第や役割分担，グループディスカッションの方法など について話し合った。

## （16）中間素案に対する意見募集

これまでの議論の結果をひとまず中間素案としてまとめ，市民の皆さ んから意見を募集しました。

■日 時
■閲覧場所

■意見件数

平成29年12月25日～平成30年1月31日

- 橋本市役所（政策企画室，本庁1階ロビー）
- 文化センター，中央公民館および各地区公民館，図書館
- 橋本市保健福祉センター「市民活動サポートセンター」
※1／28に開催されたボランティア体験フェアでも閲覧ブ
ースを設けました。
13 人の方から，計 54 件のご意見をいただきました。


## （17）まちづくりシンポジウムの開催

上記の中間素案について，広く市民の皆さんに説明し，関心を持ってい ただくとともに，意見募集期間中に開催することで，多数の意見を徴する ことを目的とし，「まちづくりシンポジウム」を開催しました。

このシンポジウムを通して得た意見も参考にし，条例素案づくりを進 めました。
■日 時 平成30年1月13日（土）午後1時30分～午後4時
■会 場 教育文化会館4階第6展示室
■内 容
（1）市の協働のまちづくりに向けた取組みについて
（2）（仮称）橋本市自治基本条例（中間素案）について
（3）グループディスカッション
■参加者 計111名

## （18）第7回策定委員会

■日 時 平成30年2月14日（水）午後1時30分～午後5時
■場 所 橋本市教育文化会館3階 第1研修室
■議（1）まちづくりシンポジウム開催結果報告
（2）意見募集 意見の概要と回答案について
（3）素案及び報告書案について

- 答申日時について
- 報告書に掲載する委員コメント・メッセージについて
（4）地域運営組織について
■内 容・まちづくりシンポジウムについて，班ごとにグループディ スカッションで使用したワークシートや，実施したアンケ ートの結果を策定委員会で共有し，条例素案づくりの参考 とした。
－意見募集期間中にいただいた意見に対する回答案について，全体で議論した。次回策定委員会までに，回答案を三役で調整することとした。
－3月末に行う予定の答申に係る報告書の構成案を共有し，次回策定委員会で議論することとした。また，報告書に策定委員のコメント・メッセージを掲載することとなった。
－条例素案に盛り込んでいる「地域運営組織」に関する委員意見を報告書にどう盛り込むか，議論を行った。


## （19）第8回策定委員会

## ■日 時 平成30年3月14日（水）午後1時30分～午後

■場 所 橋本市教育文化会館3階 第1研修室
■議（1）
（2）
■内 容

ウ．その他

## （1）橋本市自治基本条例パートナ一制度について

市では，橋本市自治基本条例策定委員会市民委員の応募者16名のうち，選考に漏れた方のらちから希望のあった5名をパートナーと位置付け，意見をいただくことにしました。提出された意見は策定委員会に報告され ましたので，条例素案作成の参考とさせていただきました。

III 橋本市自治基本条例策定委員会委員からメッセージ
（敬称略•順不同）

